



LRIC方式の適用見直しの検討に係る 今後の進め方（案）

令和8年 6月 9日
事 務 局

（１）ビル＆キープ方式の原則化にあわせたLRIC方式の適用の廃止

- 加入電話の利用減少やメタル回線設備の維持限界により、2035年頃までにはメタル回線設備を利用した加入電話のサービスレベルの維持が困難となる「維持・縮退フェーズ」において、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用するというLRIC方式の前提は実態と乖離しつつあり、新たな設備更改が見込まれない状況においてLRIC方式はベンチマークとして機能せず、既にその役割は終えているとの意見が示された。
- 一方、LRIC方式を廃止した場合、
 - ① 接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない
 - ② 音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われるといった懸念も示された。
- 「ビル＆キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）」で述べたとおり、音声接続料についてビル＆キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則※1として無くなり、上記①②の懸念は解消されると考えられることから、ビル＆キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することが適当ではないか。

※1：構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式の対象外としつつ、従来のようなトラヒックに基づくコストベースでの精算方法によらない定額方式やレベニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定。

（2）ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法

- ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、
 - ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
 - ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
 - ③ ビル＆キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、ガイドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていくといった対応案が考えられるが、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当ではないか。
- なお、仮に移行期間において引き続きLRIC方式を適用することとした場合においても、時限的な措置であり、検討に係る費用対効果を考慮すると、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当ではないか。

（3）「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

- 音声接続料についてビル＆キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得し、又は負担すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的※2にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当ではないか。
- その上で、例えば、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合については、第一種指定電気通信設備に係る認可接続約款に定める接続料を、移動系非指定電気通信事業者が提供するデータ伝送役務をMVNOである他事業者が卸役務等により利用する場合については、第二種指定電気通信設備に係る届出接続約款に定める接続料を、それぞれベンチマークとする等、LRIC方式に代わるベンチマークについて検討することが適当ではないか。

※2：前述のとおり、構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式の対象外としつつ、従来のようなトラフィックに基づくコストベースでの精算方法によらない定額方式やレベニューシェア方式等、全事業者による統一的な簡素な精算方法を想定しているところ、精算方法次第では当事者が取得し、又は負担すべき金額について協議が整わず裁定の対象となる可能性がある。